

保健事業

第1章 人間ドック事業(191ページ~195ページ)

Q1 4月から会計年度任用職員(フルタイム)になるのですが、地共済人間ドックを受けられますか。

はい。組合員の資格があり、対象年齢に該当していれば受けられます。

(申請期間中に保険証が届いていなくても資格取得手続き中であれば問題ありませんが、受診の際には保険証が必要です。)

Q2 現在知事部局で会計年度任用職員として勤務しており、10月から地共済の組合員になる予定ですが、人間ドックは受診できますか。

申請期間中は地共済の組合員ではないので、今年度の人間ドックは受診できません。

Q3 3月末で退職して再任用になるのですが地共済人間ドックを受けられますか。

① ショート(短時間勤務)の場合

⇒加入保健が「協会けんぽ」に切り替わり、地共済組合員ではなくなりますので、地共済人間ドックは受けられません。

② フルタイムの場合

⇒地共済組合員となりますので、地共済人間ドックを受けられます。

Q4 3月末で退職して任意継続組合員になるのですが、地共済人間ドックを受けられますか。

任意継続組合員は対象外ですので受けられません。

Q5 申請は必ず電子申請システムを利用するのですか。

はい。庁内LANがつながっていないなくても、インターネット環境があれば自宅のパソコン、スマートフォンから申請できます。どうしてもインターネット利用環境がない場合は、紙の申請書を直接地共済あてに提出してください。

Q6 「特定保健指導」を受けることに「同意」しなければならないのはなぜですか。

地共済人間ドック事業の実施目的は、「組合員及び被扶養配偶者の健康維持及び増進をはかる」と、「医療費が増えることを抑制する」ことです。人間ドックを受診した後に、その結果から自身の健康状態を知り、生活習慣をふり返ったり、見直したりすることが重要です。そのために、健診結果から特定保健指導の対象となった場合は、必ず受けていただきますようお願いいたします。

Q7 受診許可証が届かないのですが・・・

電子申請システムで申請いただいた方は、電子申請システムの申込内容照会からご確認いただけます。照会の際に整理番号とパスワードを求められますので、申込みが完了した際のメールをご確認ください。

第5編 Q & A

メールが届かない場合は、メールアドレスが間違っているかまたは迷惑メール等設定によるもの可能性がありますので、ご注意ください。

紙で申請した方には、紙で受診許可を職場あてに送付します。(5月4週目頃)

Q8 予約した日にちを変更したいのですが…

医療機関への変更連絡を各自で行ってください。予約日のみの変更は、地共済への連絡は必要ありませんが、人間ドック募集期間内である場合は、電子申請システムの申請画面にアクセスし、修正してください。

募集期間外の場合、電子システムでの修正も不要となります。なお、受診許可証は、予約日変更前に発行されたものをご使用ください。

Q9 予約した医療機関を変更(キャンセル)したいのですが…

申請期間内の場合、医療機関へ変更の連絡を各自で行った後、電子申請システムの申請画面に再度アクセスし、修正してください。

申請期間を過ぎてからの医療機関変更は、なるべく控えていただきたいですが、業務の都合等によりどうしても変更が必要な場合は、医療機関の空き状況確認、予約及びキャンセル等の連絡を各自で行った上で、地共済まで変更内容をご連絡ください。新しい受診許可証を発行いたします。

Q10 地共済人間ドックの結果は地共済に提出する必要がありますか。

必要ありません。実施した医療機関からデータで地共済が受け取るシステムになっています。被扶養配偶者も同様です。

Q11 地共済人間ドックを受け、職場の定期健康診断も受けることはできますか。

地共済人間ドックと職場の定期健康診断(事業主健診)の重複受診はできません。重複受診した場合は、法律により事業主健診が優先されますので地共済人間ドックは全額自己負担となります。(被扶養配偶者も同様です)

第2章 特定健康診査・特定保健指導(196 ページ～197 ページ)

Q12 受診券(セット券)が届かないのですが…

組合員は「事業主健診」を優先するため、特定健診受診券(セット券)は発行していません。

定期健診もしくは地共済人間ドックを受診してください。

また、被扶養配偶者のうち地共済人間ドックを利用する方は、ドックを受けることで特定健診を受診したとみなされるため、受診券(セット券)の発行はありません。

以上の条件に当てはまらない場合、地共済に登録されている住所に誤りがある等が考えられますので、地共済までご連絡ください。

第5編 Q & A

Q13 職場でも健診を受診したが、受診券を使ってまた受診するのですか。

職場で受診された場合は再受診不要です。被扶養者の方で、勤務先において職場健診を受ける機会のある方は、その結果を地共済へ提出していただくようよろしくお願いいたします。

Q14 地共済の資格を喪失したが受診券を使用してもよいか？

使用することはできません。誤って使用した場合、全額自己負担となりますのでお気をつけ下さい。受診券が届いた場合は、お手数ですが地共済までご連絡ください。

Q15 通院中ですが特定健診を受診する必要がありますか？

かかりつけ医での検査項目が特定健診の項目を満たす場合、健診を受けたとみなすことができます。主治医と相談して、決めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、受診券を使用しなかった場合、地共済まで健診結果等をご提出ください。

Q16 特定保健指導は全員が受診するのですか？

40歳以上の組合員、被扶養者、任意継続組合員・被扶養者のうち、健診結果から保健指導が必要な方のみ受診します。

対象者には地共済から「特定保健指導利用券」を発行します。

Q17 保健指導の料金と受診方法は？

保健指導に係る費用は無料です。受診方法は、①職場で受ける ②契約医療機関で受ける の2つの方法がございます。

職場(本庁、出先機関)で受ける場合は、地共済の保健師がご希望の日時を調整の上実施します。

契約医療機関で受ける場合は、医療機関に電話予約の上、受診してください。

第3章 疾病予防検診助成(198ページ～199ページ)

Q18 様式はどこにありますか？

沖縄県の公式ホームページ内にある地共済保健事業のページ、またはコーラル掲示板の職員厚生課のポータルサイト内がございます。

第4章 メンタルヘルス相談(200ページ～202ページ)

Q19 利用方法は？

地共済指定の相談機関へ事前に電話予約をしてください。その際に「地方職員共済組合の組合員」と申し出てください。また、相談を受ける際は、「地方職員共済組合 組合員証」を持参してください。

Q20 電話での相談を行えるか？

地共済指定の相談機関では、電話による相談は行えません。

地共済本部が実施している、電話相談用の「地共済こころの健康相談窓口」というものがあります。電話番号は「0120-7834-12(通話無料)」となっております。電話がつながりましたら「都道府県名」と「お名前」を告げてご相談ください。(プライバシー保護を厳守)

第5章 元気回復事業助成(203 ページ～205 ページ)

Q21 過去にどのような事業で申請がありましたか。

ボウリングやバドミントン、卓球、駅伝大会などの実施内容で申請がありました。

第6章 スポーツ施設等利用助成(206 ページ～207 ページ)

Q22 利用助成は制限無く受けられるのですか。

制限があり、1施設あたり月5回までとなっております。それぞれの施設に利用者名簿がございますので、名簿にて利用回数を確認するようにしてください。

第7章 禁煙外来助成(208 ページ～211 ページ)

Q23 一度禁煙を達成した後、また喫煙し始めてしまい、再度禁煙に取り組もうと思うのですが、助成は受けられますか。

過去に当該助成金の交付を受けた方は、助成の対象外となります。